

# 労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## 労災範囲に入る「通勤途中」の認定

### 第 87 回

「労災保険条例」第 14 条の規定では、通勤途中に本人に主たる責任のない交通事故または都市鉄道交通機関、客運フェリー、自動車などの事故により傷害を負った場合、労災と認定しています。文字通りに解釈すると、通勤途中には、勤務場所と居住地との間の全ての時間点が含まれますが、この間に発生した傷害が全て労災に属するとしたら、明らかに不合理です。どのような状況が労災認定範囲内の「通勤途中」に入るのでしょうか。

例えば、直接帰宅せず、帰宅途中で幼稚園に子供を迎えに行く過程で交通事故に遭った場合、労災として認定されるのかについて、実務では、この問題は長年争われてきました。

このような状況に対し、最高人民法院は「最高人民法院の労災保険行政案件の若干問題に関する規定」(2014 年 9 月 1 日から施行、以下、「規定」)を通じて、4 種類の状況が労災認定範囲内の「通勤途中」に属すると明確にしました。

(1) 合理的な時間内に、勤務地と住所地、通常居住地、職員宿舎とを往復する合理的な経路の通勤途中であること。

(2) 合理的な時間内に、勤務場所と配偶者、両親、子女の居住地を往復する合理的な経路の通勤途中。

(3) 日常業務生活に必要な活動に従事し、かつ合理的な時間および合理的な経路の通勤途中。

(4) 合理的な時間内の、その他の合理的な経路の通勤途中。

ここから分かる通り、規定の 4 つの状況は、「合理的な時間」、「合理的な経路」、「日常業務生活に必要な」という 3 つの概念を強調しています。

これについて、最高人民法院行政審判庭の趙大光庭長は、記者会見で次のように説明しました。

「合理的な時間とは、正当性を具備すること。通勤には一定の時間区域があり、多少の時間的なずれがあり得る。例えば、定時以降に残業をする、またはラッシュ時間帯を避けて帰宅するなど。これらはいずれも合理的な時間に属する。合理的な経路の概念はやや広汎で、簡単な例を挙げると、退勤途中、通りがけに市場に寄って買物をしてから帰宅することは、合理的な

経路および日常勤務に必要な活動に属する。「合理的」という言葉が本規定のキーワードである」

このほか、最高人民法院が公布した典型案件の判決からみると、通勤途中の「合理的な時間」と「合理的な経路」は、相互に関係し合う、通勤途中の自動車事故による傷害の認定で欠くことのできない時空概念であり、分離すべきではありません。片方の条件を満たすのみでは、労災範囲内の「通勤途中」と認定されません。

以上を総括し、「労災保険条例」の規定を結び合わせると、「合理的な時間」かつ「合理的な経路」の通勤途中にて、ついでに食材を買う、子供を送迎するなど、日常業務生活に必要な活動を行う過程で本人に主たる責任のない交通事故または都市鉄道交通機関、客運フェリー、自動車などの事故により傷害を負った場合、労災と認定されます。

退勤後にスポーツジム、友人との会食、ウィンドショッピング、買物などに行く過程は、労災認定範囲の「通勤途中」には属せず、傷害を負っても労災認定はされません。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)